

III 訪問介護の報酬・基準に関する論点

【基本的な考え方】

訪問介護の報酬・基準については、以下の基本的な考え方によつて見直しを行うこととしてはどうか。

- ① 訪問介護サービスの効果的推進
- ② 訪問介護員のキャリアアップに資するよう、有資格者や経験年数の評価
- ③ サービス提供責任者の業務に応じた評価

【具体的な論点】

(1) 訪問介護サービスの効果的推進と事業所経営の安定化について

訪問介護については、収支差率は若干改善しているものの、さらにサービスの効果的な提供を推進しつつ、経営の安定化を図る必要があるのではないか。その際には、短時間の頻回訪問や、夜間訪問介護の推進等の観点も踏まえて検討することとしてはどうか。

(2) 特定事業所加算の見直しについて

平成18年介護報酬改定において、質の高いサービスを提供する事業所を積極的に評価するため導入された特定事業所加算については普及が進んでいないところである。このため、例えば以下の考え方によつて見直しを行うこととしてはどうか。また、他の在宅サービスについてどう考えるか。

(例)

- ・ 利用者側の視点に立った要件の見直し
- ・ 介護従事者のキャリアアップなど処遇改善の観点を踏まえた要件の見直し
- ・ サービス提供責任者の評価に着目した要件の見直し
- ・ 認知症高齢者の対応実績を踏まえた要件の見直し

(3) サービス提供責任者について

○サービス提供責任者の評価について

サービス提供責任者については、その業務に見合う評価がなされていないという意見もいただいているところであり、その業務の重要性に鑑み、例えば以下の考え方によつて評価を行うこととしてはどうか。

(例)

- ・特定事業所加算について、サービス提供責任者の評価に着目した要件の見直しを行つてはどうか。
(再掲)
 - ・緊急時にサービス提供責任者が居宅介護支援専門員と連携をとり、居宅サービス計画の見直しに伴い、緊急時訪問等の対応を行つた場合につき、加算等で評価してはどうか。

○サービス提供責任者の配置基準について

訪問介護事業所においては、

- ① サービスの提供時間が450時間又はその端数を増すごとに1人以上
- ② 訪問介護員等の数が10又はその端数を増すごとに1人以上

のいずれかの基準に基づき、常勤専従のサービス提供責任者を置くこととされている。

常勤のサービス提供責任者を置くこととされているため、

- ・事業の実態に即した事業所の運営に支障が生じている
- ・サービス提供責任者に業務が集中しがちである。
- ・常勤で勤務できない介護従事者をサービス提供責任者として活用できない
(訪問介護員の多くを占める非常勤従事者のキャリアアップができない)

等の指摘があることから、サービスの質の確保を前提に、全てのサービス提供責任者が常勤でなければならぬとの要件を緩和してはどうか。

(4) その他

○ 3級訪問介護員の経過措置について

- ・ 前回の答申で、3級訪問介護員による介護報酬の算定は、平成21年3月31日までとされている。
- ・ ただし、3級訪問介護員については、現在も約600人程度は訪問介護に従事していると推計されることから、3年間は、現に働いている3級訪問介護員が当該事業所で雇用されている間に限って、経過措置を設けるとともに、2級課程の研修受講等を促してはどうか。

II 訪問入浴介護の報酬・基準に関する論点

【基本的な考え方】

訪問入浴介護は、利用者の身体の清潔保持と心身機能の維持等を図るサービスとして、現行の基準及び報酬体系を基本としつつ、重度の要介護者の利用が多いサービス形態であること及び経営実態調査の結果を踏まえ、どのように考えるか。

III 訪問看護の報酬・基準に関する論点

【基本的な考え方】

- 要介護者に対する訪問看護の報酬・基準については、必要な方に着実にサービスが提供されるという観点及び医療と介護の機能分化・連携を強化する観点から、以下の基本的な考え方沿って見直しを行うこととしてはどうか。
 - ① 患者の状態に応じた訪問看護の充実
 - ② ターミナルケアの充実

【具体的な論点】

- 特別管理加算については、介護保険の訪問看護サービスにおける医療的な処置の実施状況を踏まえ、その対象を拡大してはどうか。
- ターミナルケアの充実を図るため、ターミナルケア加算の要件や点数を見直してはどうか。

Ⅲ 訪問リハビリテーションの報酬・基準に関する論点

【基本的な考え方】

- 要介護者に対するリハビリテーションの報酬・基準については、医療と介護の機能分化・連携を強化するとともに、利用者のニーズにあった訪問リハビリテーション提供体制を整備するという観点から、以下の基本的な考え方沿って見直しを行うこととしてはどうか。
 - ① 退院(所)後早期に、家の構造等を考慮したリハビリテーションを集中的に提供するなど、通所リハビリテーションでは対応しにくいサービス提供の充実・強化
 - ② 訪問リハビリテーション提供事業所の拡充
 - ③ 評価方法に係る医療保険等との整合性

Ⅲ 訪問リハビリテーションの報酬・基準に関する論点

【具体的な論点】

- (1) 退院・退所直後等、早く日常生活等に慣れるため、家庭環境を考慮したリハビリテーションの提供など、早期・集中的にリハビリテーションを提供した場合等の評価について、医療保険でのサービス提供量と格差が生じないように充実してはどうか。
- (2) 通所リハビリテーション利用者が通所できなくなったために訪問リハビリテーションが必要になった場合について、スムーズに訪問リハビリテーションを提供できる仕組みを構築してはどうか。
- (3) 現在、訪問リハビリテーションについては、整備状況に地域格差が大きいことや、規模を縮小したが業務を移管していないところもあり、実際に訪問リハビリテーションが必要にもかかわらず提供されないケースも考えられることから、訪問看護ステーションからの理学療法士等の訪問を制限について再検討する必要があるのではないか。また、専ら訪問看護ステーションからの理学療法士等の訪問を行っている事業所については、事業所の管理者要件等について検討してはどうか。
- (4) 医療保険や訪問看護と同様に、1日単位ではなく、提供時間に合わせた評価方法を導入してはどうか。

III 通所介護の報酬・基準に関する論点

- 一月当たり平均利用延人員数の規模で分類すること及びその規模ごとの報酬単位数についてどう考えるか。

<小規模型通所介護費>

一月当たりの平均利用延人員数が300人以内の指定通所介護事業所

<通常規模型通所介護費>

小規模型に該当しない事業所

※ ただし、同900人超の事業所は、通常規模型通所介護費の100分の90の単位数となる。

- 通所介護事業所が提供する現行の個別機能訓練を含め、在宅での生活が維持・改善される機能の評価のあり方についてどう考えるか。
- 介護従事者のキャリアアップの仕組みについては、施設サービス等における議論を踏まえ、検討することとしてはどうか。

III 療養通所介護の報酬・基準に関する論点

【基本的な考え方】

- 医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ在宅療養者の受け皿の経営の安定を図るという観点から見直しを行ってはどうか。

【具体的な論点】

- (1) 定員数5名の事業所に待機者があることから、定員数を見直してはどうか。
- (2) 療養通所介護の利用者は重度であることから、他のサービスにおける居室の床面積に関する基準等も参考にしながら、面積の基準について見直してはどうか。

Ⅲ 通所リハビリテーションの報酬・基準に関する論点

【基本的な考え方】

- 要介護者に対する通所リハビリテーションについては、医療保険と介護保険のリハビリテーションの役割分担に則り、医療保険のリハビリテーションの受け皿としての機能を強化し、円滑に移行できる体制を整備することが重要であることから、以下の基本的な考え方沿って見直しを検討してはどうか。
 - ① 通所リハビリテーション提供事業所の拡大(特に、医療保険において脳血管等疾患・運動器疾患リハビリテーションを実施している医療施設の位置づけ)
 - ② 医療保険で行われている外来におけるリハビリテーションの受け皿の整備
 - ③ 個別リハビリテーションの推進
 - ④ リハビリテーション実施に係る評価の頻度の見直し
 - ⑤ 大規模事業所に対する評価の見直し

III 通所リハビリテーションの報酬・基準に関する論点

【具体的な論点】

- (1) 医療保険でリハビリテーションを行っている医療機関・診療所の利用者が、引き続き同施設で介護保険における通所リハビリテーションが実施できるよう、基準・要件等の整理を行ってはどうか。
- (2) 医療機関の外来で行われるリハビリテーションのように、短時間、かつリハビリテーションに特化した通所リハビリテーションを設定してはどうか。
- (3) 医療保険における個別リハビリテーション提供時間との格差を埋めるため、特に、退院時など、医療保険から介護保険に移行してきた場合に、集中的かつ個別に実施されているリハビリテーションの仕組みを見直してはどうか。また、それ以降においても、個別リハビリテーションを推進してはどうか。
- (4) リハビリテーションの評価については、定期的な評価として位置づけるとともに、事務処理の簡素化の観点から、月に1回評価を行うこととしてはどうか。
- (5) 大規模事業所に対する評価について、介護事業経営実態調査の結果を元に見直しを行ってはどうか。

III 事業所評価加算の報酬・基準に関する論点

【基本的な考え方】

- 事業所評価加算(以下本加算)については、平成18年介護報酬改定において、目標の達成度に応じた介護報酬の設定の観点から、試行的に新設されたものであるが、利用者の自己負担増という側面も有する。
- 本加算については、実態調査の結果を踏まえ、そのあり方について検討することが必要ではないか。

【具体的な論点】

- 本加算は、利用者の自己負担増という側面を有するが、同時に
・利用者からは「質の高いサービスを受けられることへの満足」など肯定的な意見の方が、自己負担への不満よりも多く認められている
・事業者の過半が加算の趣旨について適当と考えており、加算の要件を満たした事業所の約8割が本加算を算定している
ことから、本加算の設定を継続することとしてはどうか。
- ただし、事業者の目標達成に向けたインセンティブをより高め、結果として利用者により適切なサービスを提供する観点から、要支援状態の維持の評価のあり方などを踏まえ、要件の見直しを行う必要があるのではないか。